

律令制下における権衡普及の実態

海産物の貢納単位を中心として

大 隅 亜希子

はじめに

度量衡制に関する研究は、古代史のなかでも立ち遅れが目立つ分野であり、中でも権衡の問題は、度や量に比べ考古学的資料のみでなく、その性質を知る手掛かりとなりうるような史料も限定されていることから、意外にもその実態像は不透明であったといえる。そのような中で近年、令文や史料の整理と共に、物資の規格や輸納形態との関連から、権衡の実態を解明しようとする研究がなされている⁽¹⁾。

度量衡制は普及に困難を伴うため、国家の政策がそのまま実効性をもつとは限らない。法規からは、律令国家による徹底した度量衡の管理機構を窺うことができる。養老職員令では、大蔵省、東西市、左右京職、摂津職がその管理官司として規定され、『令義解』雑令3用度量条、関市令14官私権衡条

では諸国司も管轄していたことが示されている。具体的な管理方法としては、民間所在の計量器を一年に一回、中央では大蔵省へ、地方では所在国司へ詣でて平校するよう定め⁽²⁾、また、計量器を使用する官司には、銅製の「様」を支給するよう規定する⁽³⁾。このように徹底した度量衡の管理体制を法規に定めていることから、律令国家は統一した度量衡の普及を意識していたといえよう。しかし、実際の普及については、『日本霊異記』から郡司・富農等の民間における利用が確認される他⁽⁴⁾、木本秀樹氏により、八〜九世紀の寺院における権衡器の存在が明らかにされているにすぎない⁽⁵⁾。

賦役令1調絹絶条、『延喜式』主計上では、多くの海産物の輸貢量を「斤・両」の重量単位で定めていることから、その取引は重量で行なわれていた。しかし、荷札木簡や『正倉院文書』では、海産物は重量単位と共に物資の形状を示す員数単位をみることができるといえる。このような性質の異なる計量単位

が併用されていた点は、海産物の計量単位の特徴と言える。そこで、本論文では、こうした海産物の「単位」に着目して、重量単位と員数単位との間にどのような関係があり、そして、両者の併用が取引や交易の際にどのような影響をあたえていたのかという視点から、権衡について考えてみたい。そして、海産物の交易単位と計量・運搬問題との関係を考慮しながら、律令収取体系下における権衡普及の実態について、従来とは異なる観点から検討を加えてみたい。

一 権衡の適用

本章では、大陸の影響のもとに導入されたと考えられる「斤両」単位で示す重量の概念が、具体的にはどのような物資に適用されていたのかを考え、八〜九世紀の律令制社会における広義での「権衡」普及の実態について考えてみたい。

『正倉院文書』中の斤両単位で示す物資は、食物、繊維・染料、金属・顔料・塗料類、香・香木、薬類に分類できる。《表1》は、その内の食物、繊維・染料、金属について整理したものである。他のものについては、物資品目が多岐に渡っているため、省略した。大・小二称の適用状況をみると、食物以外では、両称共に幅広く使用されていることがわかる。そこには使い分けの規則性は見出せない。一方、食物で二称が明記されているものは全て大称という点の特徴といえるだろう。表記のないものについても、数値から大称と推測され

る。同文書中の食品品目は海藻を中心とした海産物で、これらは荷札木簡記載の物資と一致するものが多い。荷札木簡記載の貢納量は大称によって計量したもので、当時の一般的な食品である海藻等の海産物の計量は大称が基準であったと考えられよう。

ところで、荷札木簡では重量と員数単位とが併記されるように、『正倉院文書』においても斤両単位が用いられる食物は、しばしば員数単位で示される。『正倉院文書』や荷札木簡のこのような傾向から、食物の取引基準には、重量と共に員数も通用していたと考えられないだろうか。しかし員数は、慣習的な取引には便利であるが、量の一定性を求められる律令制下の貢納には適さない。そこで新たに適用されたのが、重量を基準とする権衡だったのでないだろうか。員数と重量との対応関係を一元化するため、ここでは大称が広く普及していたのだろう。

ここで、海産物以外の物資を例にとり、重量単位と員数単位の併用について考えてみたい。賦役令1調絹絶条において、「斤」単位で貢納量が規定されている綿には、「屯」という単位があった。綿の「屯」と「斤」単位の使い分けについて木本秀樹氏は、『続日本紀』における計数の調査から、斤(両)で表されるものは律令国家が制度として施行しようとする場合で、その他、綿を運用する際には、幾つかの例外を除いて屯で表されるのが原則ではないかと推測しておられる⁸⁾。非常に興味深い見解であるが、氏の考察はここまでで、屯と斤と

いう二系列の単位が存在した原因と、それぞれの単位が有する性格については究明されていないので、『日本書紀』における綿の単位をもとにこの問題について考えてみたい。

《表2》は、『日本書紀』における綿の計量単位を整理したものである。綿の単位として裘、斤、屯が使用されている。

「裘」は岩波書店日本古典文学大系本では「カスマ」と訓んでいて、頭注には「袋(包むもの)の意か」とある。「綿二裘」は重量ではなく、荷造りした綿の員数を示しているのである。その後は、しばらく「斤」単位が続き、天武九年に「屯」単位が表れる。「屯」単位の使用がいつ頃から始まるのか定かではないが、初見記事が天武九年であることは興味深い。和銅期以前の調布・庸布は、長さ一丈三尺 \parallel 一常とする常布を基準に規格されていた。この常布を表す「常」単位の初見は天武五年で、常布の創出が天武初年の調制整備と関連が深いことを考えると、綿の「屯」単位も調制の整備と関連したものと考えられないだろうか。つまり、我国に本格的に重量概念が導入されてから綿の貢納や取引は重量を基準としたが、実際には、古くからの慣習法的な荷造り単位が広く通用していたため、員数が実質的な取引基準となっていたのである。そこで、天武期の調制整備の際、綿の計量基準は重量(「斤」)、貢納単位は荷造形態(「屯」)を基準として、両者に換算値を設定することによって、度量衡制と慣習法的員数単位を融合させたのではないだろうか。

一方、食物、繊維・染料以外の物資は、以上とは異なる性

質を帯びているようである。ここでは、大・小二称が幅広く使用されているだけでなく、実際の史料では、かなり細かい数値がみられる。そこでは、斤、両のみに留まらず、分(『拾芥抄』では四分 \parallel 一两)、銖(『拾芥抄』では六銖 \parallel 一分)の表記もあり、精密度の高い計量の実態が窺え、権衡器が駆使されていたようである。食物は斤両以外の員数単位で表記されることがあったが、これらの物資では分類Cの鉄、炭以外はそのような表記法はなく、重量単位のみが用いられている。(重量単位以外に鉄は廷、炭は籠や斛斗升で示される。)このことから、重量のみが取引の基準であったと想定できよう。

これらの物資は先の食物に比べて、どれも流通範囲が限定された特殊品である。権衡を計量基準とする物資の特徴ではないだろうか。天平勝宝四年「充厨子画所雑物」⁽¹²⁾では、塗料の計量値を表記した後に「権一四月五日借間充鑄所使酒部石垣とあり、「権」を権衡の意に解するならば、塗料等の物資には、権衡器による厳密な計量がなされていた具体例といえるであろう。また丹裏文書の「造東大寺司牒案」⁽¹³⁾では、長門国の熟銅の計量を権衡で行なっていて、「右熟銅、従国解文所欠、問其由、君長等申云、常権官不懸他権懸、縁此未明」というように、ハカリの多用を知ることができる。

そこで、次にハカリの問題について考えてみたい。史料からは、数種の権衡器の存在を窺うことができ、中でも天平十九年「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」⁽¹⁴⁾では、次のように三種の権衡器をあげている。

《表2》 『日本書紀』にみえる綿の計量単位

年	西曆	数量	賜給者・記事内容
大化五年	六四九	綿二裘	(賜)野中川原史滿
齊明五年	六五九	綿六十斤	(高麗使人稱其價日)
天智元年	六六二	綿一千斤	(賜)百濟佐平鬼室福信
天智七年	六六八	綿五百斤	(賜)新羅王
天智十年	六七一	綿一千斤	(賜)新羅王
天武元年	六七二	綿六百六十六斤	(賜)郭務具等
天武九年	六八〇	綿四屯	(賜)僧尼
天武十年	六八一	綿二屯	(賜)沙彌・白衣
朱鳥元年	六八六	綿百五十斤	(賜)境部連石積
持統三年	六八九	綿百斤	(賜)高市皇子
持統三年	六八九	綿四十斤	(賜)伊勢王
持統三年	六八九	綿五屯	(賜)越蝦夷田中朝臣法麻呂
持統四年	六九〇	綿百四十斤	(賜)僧明聰・觀智
持統四年	六九〇	綿一十屯	(賜)土師連富杼、他三名
持統五年	六九一	綿二十五屯	(賜)直廣肆筑紫史益

合度量貳拾衡（量四衡 升四口） 依量四衡

「呉量」は他史料における「呉斤」と同系統のものと思われる⁽¹⁵⁾。関根真隆氏は、呉権を百済経由で伝来したものと指摘され、次の天平宝字二年九月十二日「安都雄足布施注文」⁽¹⁶⁾にみえる「唐斤」との違いを指摘された⁽¹⁷⁾。

羅一匹 直八百文（唐斤）

氏は唐斤を唐制の秤衡と解された。呉斤で果たして何を計量したのかは不明であるが、唐斤で羅を計量している点は興味深い。「福量」についてもどのような性質のハカリなのかは不明であるが、「呉斤」、「唐斤」と同様、伝来の違いに由来するのかもしれない⁽¹⁸⁾。「俵量」は、その名称から俵の計量に使用した権衡器と思われる。九世紀には俵を権衡器で計量した例もあり⁽¹⁹⁾、また俵の計量だけでなく、米の収取に際しても権衡器が広く使用されていたと推測される⁽²⁰⁾。次の天平宝字三年四月八日「生江臣息島解」⁽²¹⁾における「初斤縣」は、穎稻を権衡器で計量していた例といえるであろう。

更解 「不用」

池守所稻悪 蒔種取十斤粃七斗二升得

以春十一斤米得四斗五升初斤縣

佃玖町

以上のように、各種の計量器の存在は、律令国家が導入した重量基準が、必ずしも統一されたものではなかったことを示すのではないだろうか。つまり近世社会で、物資によって使用されるハカリや一斤の基準量が異なっていたように⁽²²⁾、八

（九世紀の社会においても、複数の権衡器が存在し、それぞれに独自の計量基準があり、適用される物資も決まっていたのではないだろうか。もちろん、計量器の問題を考えるにあたっては、重量が小さく、計量に精密度を要求されるものには天秤、重量が大きいものには桿秤を用いるというような、権衡器の構造上の違いも考慮する必要があるだろう。

八（九世紀社会における権衡普及の問題を考える際、現代社会におけるような統一された度量衡制ではないことを前提にしなければならぬ。慣習法と国家権力がどのように関わりあつて実用へと結びついていったのか、その過程を考える必要がある。食品以外の葉や塗料などの物資は、物資によっては基準のハカリが異なることもあつたであろうが、基本的には重量を計量や取引の基準としたことから、権衡が広く普及していたと思われる。一方、海産物などの食品は、厳密な計量の必要なしに、荷造単位や員数によつても取引を行なうことが可能である。にもかかわらず、賦役令1調絹絶条で海産物や綿の貢納量を重量単位で規定したのは、律令制の導入により、貢納量の数的な一定性が期待されたためではないだろうか。

二 木簡に見える計量単位

そこで、本章では、重量単位と員数単位が併記される海産物の荷札木簡に注目し、木簡にみえる計量単位を整理した上

で、それぞれの単位のもつ性格を検討する。そして、員数單位がどの程度まで計量單位としての一定性を有していたのかについて、併記される重量單位との関係から考察し、またこの両者を、八〇九世紀社会ではどのように使い分けていたのかについて考えたい。《表3》は荷札・付札木簡に見える海産物の計量單位を整理したもので、参考までに『正倉院文書』、賦役令1調絹絶条、『延喜式』の表記も示した。

I 堅魚・荒堅魚

賦役令1調絹絶条で定める正丁一人の堅魚の輸貢量は「卅五斤」である。これは小称による計量値なので、大称に換算すると端数を切り捨てて「十一斤十兩」となる。荷札木簡にみえる貢納量は、幾つかの例外を除くと殆どがこの数値で、賦役令の規定にそっていたと考えられる。基準称は、「太」と記載する木簡もあることから⁽²³⁾、大称であると推測される。しかし木簡には、《表3》で示したように、斤兩單位以外に連節、烈節、連丸、隻などの單位がみえ、斤兩單位と併記されることが多い。これらの單位は貢納時の堅魚の形態を表わす員数單位であると思われる。「連節」を関根氏は、「節が堅魚一本で、何本かで一連であつたらう。」とされ、一連の纏まりについては、樋口知志氏が「一連とは乾しカツオ一〇個を紐で繋いで纏めたもの」と想定された⁽²⁴⁾。烈節、連丸は表現が異なるだけで、同様の状態を示したものであろう。そして、これらの單位の中には、「員十一連一節」のように「員」と表記するものがあることから⁽²⁵⁾、員数單位であることがわかる。し

かし、この斤兩單位と員数單位の間には一定の換算率はないようである。同じ十一斤十兩と表記されたものでも、最小のものは「五連六節」、最大では「十二烈五丸」と多岐にわたっているからだ。つまり、堅魚は十一斤十兩分に「〇連〇節」という形状に纏め、籠に納められていたと考えられる。堅魚の荷札木簡には、鰻や海藻によくみられる「籠」や「古」の記載はないが、『延喜式』神祇三臨時祭鎮新宮条に「堅魚五籠^{別受上}」とあり、堅魚も他の海産物同様、「籠」が入れ物として使用されていたと考えられる。

荷札木簡において「隻」單位がみられるのは、管見の限りでは次の一例のみである。

・伊豆国

・堅魚二百八十六隻

(182・26・5 6032 平概報二十二 二十四

頁上段)

「隻」單位は鰻、鮭等の魚類にみえる單位で、また「生堅魚」と記載された木簡の出土例もあることから⁽²⁶⁾、堅魚一本を表す單位であらう。

II 鰻(鮪)

賦役令で定める鰻の正丁一人の輸貢量は「十八斤」で、大称に換算すると「六斤」となり、荷札木簡記載の數量と一致する。《表3》より、鰻も堅魚同様、木簡において斤兩單位以外の單位が記載されることがわかる。その中で、斤兩單位との併記が最も多くみられるのは「條」で、加工した鰻の形状

品名	木簡	正	賦	延
海藻	斤連村籠	斤連把 編斗籠	斤	斤
小凝	斤	斤斗籠		斤
紫菜	斤	斤	斤斤	斤斤
滑海藻		斤鳴村卷 連把 束斗籠		
未滑海藻	石	斤鳴村卷 連把 束斗籠	石	
伊伎須	斗	斤斗籠		
鹿角菜	籠	斤		
軍布	斤			
腊類	斤斗籠	斗	斗	斤
脯	籠	斤	斤	斤斤
於期菜		斤斗		
意期	斤			
水母	斗			
乃利	斤	斤斗		
凝海菜	斤	斤斗村	斤	
楚割類	斤斗籠			斤
宇菜	斗			
鮓類	斗堀口瓮籠		斗	斗斤

* 正 - 『正倉院文書』（『大日本古文書』）、賦 - 賦役令 1 調絹絶条、
延 - 『延喜式』主計上。

《表3》木簡にみえる海産物の単位

品名	木簡	正連	賦斤	延斤
堅魚	斤 連節	連	斤	斤
荒堅魚	隻 斤 連節 烈節	斤	斤	斤
鰻	丸 斤 烈條 連列		斤	斤
鰻類	編貝 籠・古			斤
鰻	條籠 斗	隻		斤
名吉魚	隻			斤
鮓	斤			
鯛	升 烈隻			
佐米	斤 籠			
鮭	隻 枚			隻
須須伎魚	隻			
鯖	隻			斤
鮓	隻		斗	
安遅	口 斗			
年魚	隻			
烏賊	斤		斤	斤
熬海鼠	斤		斤	斤
細螺	升 堀			
螺	斤 貝		斤	斤
海細螺	斗 堀		石	
蘇甲	堀		斗	斗
蠣	籠			
胎貝	堀			
焼鰻	貝			斤
焼海老	隻			
煮鹽年魚	斗		斗	斤
海松	隻 斤 籠	斤 斗	斤	斤

《表4》調荷札木簡における鯨の員数

員数	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	計
烈	2	0	0	0	0	0	0	2
條	0	0	0	3	1	10	6	20

を示す員数単位であろう。関根氏は「条は木簡中（『第13次発掘木簡概報』）に六斤が三〇条、二四条、二七条とあるから、斤別約五〜六条」としているが、その後出土した木簡からは、一概にそうは言えない。例えば、安房国安房郡のものには、三三條から六二條まで幅広い條数がみえ、斤両単位との間に換算値はないようである。

「條」の次に多いのは、「烈」もしくは「列」と書かれる単位である。こちらも「條」同様、形状を示す単位で、斤両単位との換算値はないようだ。しかし、以下に述べるように、「條」とは異なる形状を示すものと思われる。《表4》は、鯨の荷札木簡で税目（調）と重量単位（六斤）が明記されているものについて、烈、條の数量を整理したものである。これより、「條」は三〇條〜六〇條に分布するのに対し、類例は少ないが、「烈」は一〇烈を超えないことがわかる。そこで注目されるのが次の木簡である（傍線筆者）。

安房国朝夷郡健田郷仲村里戸私部

眞鳥調鯨六斤三列長四尺五寸束一

束養老六年十月

461・23・5 6031 『平

城宮木簡解説二』木簡番号二二四六

これより、「烈」で表される鯨は、長さによって計量され、束ねられたものと考えられないだろうか。傍線部の表記法は、鯨ではこれ一例のみであるが、木簡では菁、阿射美、布々伎、持草等の単位に「尺束」が散見し、中でも菁については次のように類似した表記を見ることができている。

・片岡進上菁三斛束四尺束二匹 ○

・松前連十月十四日真人白田吉人 ○

(213・23・2 6011 『平城京木簡解説一』

木簡番号一七七)

あくまでも推測だが、員数よりも長さが基準となりうる物資は、束ねられてその長さが示されることがあり、そこから「尺束」のような単位が生じ、一般に用いられていたのではないだろうか。

一方、「條」単位で長さを表記しているのは、税目、重量表記のない次の木簡である。

・長鯨壹籠納参拾漆條卅一条七尺六条六尺四寸

・天平十七年九月

(163・22・3 6031 『平城宮木簡解説一』

木簡番号四六一)

つまり、「條」は加工した鯨の一本を示し、「烈」はそれを束ねたものではないだろうか。この他の単位には、「編列」、「連列」がある。二つとも上総国のもので、前者は調の荷札木簡で「鯨□「調力」耳放」とあり、一般的な鯨と形状が異なるよう⁽²⁹⁾だ。後者は長屋王邸宅跡出土の付札木簡である⁽³⁰⁾。

以上、鰯の単位を検討したが、貢納の形態としては、籠の記載がみられることから、⁽³¹⁾「六斤」ごとに籠に納入していたと思われる。この点については、次章で詳論する。

この他、付札木簡には「御取鰯」、「玉貫鰯」、「焼鰯」等、様々な種類の鰯が存在した。これらは単位も様々で、烈、連、編、貝など、それぞれの形状に従って員数単位が用いられている。烈、連、編は加工した鰯の員数単位であろう。一方、「貝」は名称の通り、鰯以外の貝類によくみられ、個数が取引基準となりうる貝類を示す単位と考えられる。

III その他の魚貝類・楚割類

烏賊、熬海鼠、螺、鮓は、形態を示す員数単位との併記はなく、基本的には斤両単位が用いられている。⁽³²⁾ 賦役令規定の貢納量は、「烏賊卅斤」(十斤〔大称による換算、以下同じ〕)、「熬海鼠廿六斤」(八斤十両)、「螺卅二斤」(十斤十両)で、鮓については、『延喜式』主計上に「乾鮓九斤十三両」とある。しかし、調の荷札木簡ではこれらの規定にそうものもなく、品目の違いに拘らず一様に「六斤」である。楚割類についても同様のことがいえ、賦役令にて「雑魚楚割五十斤」(十六斤十両)と規定されているにも拘らず、荷札木簡記載の貢納量は皆「六斤」となっている。このように、「六斤」という貢納量は、海産物の荷札木簡によくみられる数量で、荷造りのまとまりのようである。

一方、『表3』より、鰯、名吉魚、多比、鮭、アジ、鮒、須須伎、鯖、年魚には、員数を示す「隻」単位が用いられてい

ることがわかる。殆どは付札木簡であるが、鮭、鯖は贄、中男作物に荷札がある。これらの品目は員数が取引の基準であったと思われる。ちなみに鮭については、『延喜式』主計上で貢納量が「鮭廿隻」と定められている。

貽貝、海細螺・細螺、棘甲贏は埴単位が用いられている。海細螺・細螺は斗升単位が用いられる例があり、賦役令、『延喜式』主計上では、「海細螺一石」、「棘甲贏六斗」のように容積で貢納量が規定されていることから、埴は容器を指していると思われる。木簡記載の貢納量は品目に関係なく「一埴」で、実際の容量を示す史料はないが、次の木簡から推測すると、海細螺一埴は一斗前後だったのではないだろうか。

備前国海細螺 御贄一斗

(180・24・6 6032 『平城宮木簡解説』)

木簡番号二二八二)

紀伊国无漏郡大海細螺八升

(278・25・4 6031 『長屋王邸宅と木簡』)

二六四)

IV 海藻類

『表3』より、海藻の単位は、木簡よりも『正倉院文書』に多くの種類がみられる。一般的には、斤両、連把、編、斛斗升合が使用され、滑海藻、未滑海藻はその他に嶋、村、巻で表された。関根氏によれば、一連・一編はほぼ一斤、一嶋は十両前後から一斤、一村は一両(十村＝一嶋)、一卷は一斤というように、容積単位(斛斗升合)以外の単位は斤両単位

と関連があり、しかもそれらが大体区切りのよい数値であることから、海藻類の計量は主に斤兩単位であったと指摘された。⁽³³⁾

荷札木簡では斤兩単位が圧倒的多数を占め、連単位は管見の限りでは一例のみである。⁽³⁴⁾ 斤兩単位と員数単位の併記はなく、そのかわり、次にあげる木簡のように、入れ物と思われる「籠」の記載が注目される。

・ 因幡国気多郡勝見郷中男神部直勝見磨作物海藻大御贄
 〓 壹籠六斤^太

神護景雲四

(408・20・5 6011 『平城宮木簡解説四』)

木簡番号四六六八)

貢納量は、賦役令、『延喜式』主計上で細かく規定されているにも拘らず⁽³⁵⁾「六斤」が多いが、数例だが二斤、三斤、四斤九両、五斤、二十斤などの数値がみえ、堅魚や鰻が画一的であったのと対照的である。『正倉院文書』では、員数単位から斤兩単位への時期的変遷がみられるが⁽³⁶⁾、荷札木簡では必ずしもそのような傾向はなく、天平五年の年次を有する木簡に「四斤九両」という精度の高い計量値をみることができる。⁽³⁷⁾ このように、荷札木簡記載の単位からは、海藻類の収取における権衡器普及が図られていたようにみえるが、一般での取引では、関根氏が指摘するように、連把などの員数単位が基準となることが多かったようである。長屋王邸宅跡出土の木簡には、次のように連単位で表されているものがあり、員数が取

引の基準であったことがわかる。

・ 〇返抄 米壹拾伍斛 塩陸籠 腊捌箇 海藻式拾連
 ・ 〇右肆色^{附即奈良宮方片} 〓^{概志合机三前} 二月十七日午時大伴蓑麻呂

秦道万呂

(377・39・5 6011 『長屋王邸宅と木簡』)

三七)

・ 〓所給物^{海藻二連 醬四升 伊須一斗 塩四升}

右四種^{受後麻呂}

・ 閏十一月六日 〓

(265)・28・4 6019 平概報二十一 二

七頁下段)

以上の物資ごとの考察を通して、海産物の取引は員数単位を基準として行なわれる習慣が存在したことがわかった。賦役令では、その貢納量を重量単位で規定するが、実際には員数が取引基準として通用していたことから、荷札木簡では、しばしば重量単位と員数単位の併記がなされたのであろう。しかし、それぞれの員数単位は重量との換算値を持たず、計量単位としての役割は持ち合わせていなかったようだ。ここで注目されるのが、荷札木簡によく記載されている「籠」の表記と海産物特有の「六斤」という貢納量である。明石一紀氏は、米の「五斗一俵」⁽³⁸⁾に対して海産物の「六斤一籠」という輸納単位を想定された。次章では、氏の見解にヒントを得て、海産物の貢納や交易における籠の役割について考えてみたい。

三 海産物の取引基準

本章では、まず荷札木簡以外の史料において「六斤一籠」という規格の存在を確認した上で、荷造りとの関係から、海産物を納入した「籠」の性格について考察する。そして、本来は員数が取引基準であった海産物を、重量を基準に貢納することがどのようにして可能となったのか考えてみたい。

『正倉院文書』における堅魚の記載例は非常に少なく、次の二例である。

(a) 堅魚一連⁽³⁹⁾

(b) 調荒堅魚壹伯陸拾貳斤拾貳両 売得稻壹伯肆拾束^{以上十一斤十両}_{買稻十束}⁽⁴⁰⁾

(a)は、天平七年に左京職が、東市司に宛てて堅魚一連を布、鯨、海藻等と共に購入して進上するよう発給したものである。

ここでは、斤両単位でなく、員数によりその数量を示す。一方、(b)の天平十一年「伊豆国正税帳」の堅魚は斤両単位で示すもので、調荒堅魚壹伯陸拾貳斤拾貳両を売り、稲百四十束を得たという内容である。売買の際の価格が「以十一斤十両買稻十束」とあることから、荷札木簡に記載される「十一斤十両」という数量と関係がありそうである。

162斤12両 = 2604両 (1斤 = 16両)

11斤10両 = 186両

2604両 ÷ 186両 = 14

(b)の数量を検討すると右のような関係が導きだされ、「壹伯

陸拾貳斤拾貳両」は「十一斤十両」の倍数であることがわかる。また、堅魚の荷札木簡には「盛」と記載されるものがあり⁽⁴¹⁾、第二章でふれた『延喜式』の「籠」という表記から、堅魚は規定量ごとに籠に盛られていたと考えられる。そこで注目したいのが、先の計算で導きだされた十四という数値である。これを籠数と考えられないだろうか。つまり、(b)では堅魚の数量を斤両単位で示しているが、実際の取引は籠単位により行なわれていたのではないだろうか。十一斤十両詰め⁽⁴²⁾の堅魚十四籠と稲一伯肆拾束との交換だったのである。「調荒堅魚壹伯陸拾貳斤拾貳両」は、「十一斤十両」という数量を単に十四倍して算出した数値と思われる。

『正倉院文書』では、鯨の記載例も少なく次の二例である。

(c) 鯨一連⁽⁴³⁾

(d) 鯨參拾陸斤 宜稻參拾陸束^別_{二斤}⁽⁴³⁾

(c)は、先にあげた(a)と同一文書である。ここでは、鯨も堅魚同様、員数が取引基準となっている。長屋王邸宅跡では、鯨の記載がある付札木簡が出土していて、そこでは、重量より、連、條などの員数単位が用いられることが多く⁽⁴⁴⁾、取引単位としての員数の重要性が窺えよう。(d)は、天平八年「薩摩国正税帳」で、春秋釋奠料として鯨參拾陸斤を稻參拾陸束で購入したという内容である。賦役令で定める鯨の輸貢量は正丁一人につき六斤で、荷札木簡でもその記載が多い。また、荷札木簡では斤両単位、員数単位以外に「籠」が記載されることがあり⁽⁴⁵⁾、六斤ごとに籠に入れて輸貢していたことが窺え

る。この点で、(d)における鰻の数量が「參拾陸斤」で、六の倍数であることは興味深い。この場合、鰻六斤を入れた籠六つで実際の取引が行なわれたのではないだろうか。次の木簡は、籠に入った鰻が実際の取引基準となっている例である。

海□三岳

□□

・ 勅旨 息伎腊五籠

息伎鰻五籠

右典侍□

□□ 東絶七十三匹

絶二十四匹

絶七十三匹

絶二十四匹

(307)・(48)・10 6081 平概報二十四

五頁上段)

以上、堅魚、鰻の計量単位について『正倉院文書』の記載を検討した。材料となる文書が非常に少ないことに問題はあ
るが、どちらも員数単位を活用していたようである。そして、
斤兩単位で示す数量は、各々の一籠の収納量と関係した数値
であることから、取引において「籠」も重要な基準であった
といえる。次に『正倉院文書』中、海産物では最も記載の多
い海藻について、同様の視点から検討してみたい。

『正倉院文書』には滑海藻、心太をはじめとして、多くの
種類の海藻がみえる。賦役令で輸貢を規定しているものもあ
るが、多くは同文書のみにもみられるものである。一方、殆ど
の荷札木簡は品目名を「海藻」と記す。そこで、以下に論じ
る『正倉院文書』の海藻は、同文書中にて「海藻」と明記す

るものであることを先にお断わりしておく。

『正倉院文書』における海藻は、員数単位、重量単位が広
範囲に使用されていて、海藻についても員数が重要な取引基
準であったといえる。関根氏は同文書中の海藻の員数単位に
は、重量との換算値があるらしいことを指摘された。荷札木
簡では両者の併記がみられないことから、海藻の員数単位と
重量単位との間に、果たして換算値が存在していたかは判然
としないが、重量単位と共に、しばしば「籠」が記載される
ことが注目される。『正倉院文書』においても「籠」、「古」を
みることができると。《表5》は『正倉院文書』において籠、
古、およびその他の入れ物の記載について整理したものであ
る。重量が併記してあるのは1、3、6で、1以外は一籠六
斤となり、荷札木簡に記載された海藻の重量との共通性が指
摘できよう。1の一籠の重量は三斤となり、これは六斤を二
分した数値であることから、六斤を容量とする籠との関係が
想定される。つまり、堅魚、鰻同様に、海藻についても、籠
が単なる容器ではなく、内容を示す基準性を持つものであ
ったことが窺える。

先述したように明石一紀氏は、海産物によくみられる「六
斤一籠」を荷造単位であるとし、輸納単位の画一化という視
点から、『延喜式』における五斗・二俵一駄の成俵規定に対
し、海産物の成籠規定を想定された⁴⁶。成籠規定なるものが存
在したかは不明だが、「六斤一籠」を荷造単位とする慣行はあ
ったのではないかと思う。このような慣行が一般化された裏

《表5》『正倉院文書』における海藻の籠単位

	出典	入れ物	重量
1	5-105	4籠	重12斤
2	5-289	11古	
3	5-301	10古 5古	60斤 30斤
4	14-53	1籠	
5	14-381	7筥 4籠 1籠 (辛櫃1合)	
6	15-347	30斤・籠5 6斤・5連	36斤
7	16-88	5籠 10籠	
cf.	25-275	1櫃	

には、海産物に用いる籠の規格化が行なわれていたのではないだろうか。

そこで次に籠の規格化の問題について考えたい。『延喜式』内膳司諸国貢進御贄条では、諸国が貢進する年料の品目と貢納量・荷造形態を詳しく規定しているが、『表6』はそれを整理したものである。これより、貢納数量を斤両、斗升単位で表記する例が非常に少ないのに対して、荷造りに関係すると

思われる「担」、「荷」、「輿」単位が多いことが窺える。基本的には「品目」、「荷造単位（担、荷、輿）」、「容器（籠、壺）」もしくは「員数単位」の順で表記されている。籠、壺が具体的な荷姿および貢納量を示しているようだ。担、荷、輿の荷造単位は、例えば駄馬の運搬量を示す「駄」単位が、『延喜式』の規定では米俵三俵という積載可能量を指しているように⁽⁴⁾、運搬方法や積載可能量を表しているのではないだろうか。

「担」は、『延喜式』内膳司耕種園圃条では一担を重量にして六斤に換算し、『延喜式』木工寮人担条では、大六十斤とする。この他に比較史料がないため、どちらが一般的な換算値なのか不明だが、「担」という単位が何らかの基準を有していたことは間違いないであろう。それに対して「荷」は、特に換算値を規定する条文や記事はない。『延喜式』内膳司耕種園圃条では、梨子、胡桃子、大棗、楚割鮭が「荷」単位で表されていて、木簡にも薪、楮、茶の単位としてみることができ。薪については「荷」が何らかの基準で束ねられたものと思われるが、その他は、特に基準を持たない単なる荷物と考えてよいのではないだろうか。それを傍証するのが次の木簡である。

・内善司解 申請荷持丁事^{二人持}廿^{一人持}合卅荷^{二人持}

・右為今月廿六日御幸行供奉料件荷持右如

(290・43・6 6011 『長屋王邸宅と木簡』 三

二二)

「二人持」、「一人持」が示すよう、荷の重量・運搬方法の

国名	品目	担	荷	輿	籠	壺	備考
越後	楚割鮭 鮭兒 氷頭 背腸				8		4麻筭 別1斗 4麻筭 別1斗 4麻筭 別1斗 4麻筭 別1斗
佐渡	稗海藻	1			12		
丹波	生鮭 鮓年魚 鹽塗年魚	3 2 2				4	6隻3度 入折櫃
丹後	生鮭 氷頭 背腸 山薑 小鯛	3				1 1	12隻3度 1斗5升3度 1石2斗
但馬	稗海藻 生鮭 鮓年魚 山薑	4 3			16		12隻3度 2缶 1斗5升3度
因幡	稗海藻 生鮭 山薑	12					12隻3度 1斗5升3度
伯耆	稗海藻 海藻根	1 1			10 10		
播磨	鮓年魚	2				4	
美作	鮓鮎						

国名	品目	担	荷	輿	籠	壺	備考
備前	氷頭						12缶2度
備中	煮鹽年魚						8缶
長門	稗海藻				104		
紀伊	鮓年魚	2				4	
讃岐	鯛鹽作						20隻
土佐	押年魚 白干				12		1000隻
太宰府	御取鯨 短鯨 薄鯨 陰鯨 羽割鯨 火焼鯨 鮓鮓 鮓鯨 腸漬鯨 甘腐鯨 鮓年魚 煮鹽年魚 内子鮓年魚 鯛醬 完醃 蒜房漬 雉腊						459斤5罍 518斤12罍 855斤15罍 86斤3罍 39斤1罍 355斤4罍 178斤5缶 108斤3缶 296斤9缶 98斤2缶 223斤6缶 839斤20缶 36斤1缶 4斗8升2缶 2斗3升1缶 1石5斗7升6缶 別3翼

《表6》内膳司 諸国貢進御費・年料

国名	品目	担	荷	輿	籠	壺	備考
山城	氷魚・鱧魚						
摂津	擁鋸・皮蘭						
和泉	鯛・鯨						
伊賀	鮓年魚 鹽塗年魚	2 2				4	入折櫃
伊勢	鯛春酢 鮓年魚 蠣 磯蠣	2 2			20		20籠2度 4壺2度
志摩	深海松						
尾張	為伊 白具 蝦蟇 雉腊	2 2 2			18	20 4 4	籠別6翼
参河	稗海藻	1			4		籠様長1尺2寸 深4寸 他皆同此
遠江	稗海藻						
下総	稗海藻				6		
常陸	雜海藻	2			20		
近江	煮塩年魚 鮓・鱒・阿米 魚・氷魚						2石
美濃	鮓 鮓隔月 火干年魚 鮓年魚	1 4			8	8	3缶

国名	品目	担	荷	輿	籠	壺	備考
信濃	(10月) 梨子 大棗 胡桃子 楚割鮭 (11月) 梨子 大棗		1 1 1 1		8 8 8 9		籠別70顆 籠別1斗 籠別1斗 籠別6隻
陸奥	索昆布 「調」細昆 広昆布						42斤 120斤 40斤
若狭	生鮭 山薑 稗海藻 毛都久 於己	3			2		13隻3度 1斗5升3度 12斤
越前	稗海藻 生鮭 山薑	2 3			10		籠別1斗 2棒別1斗 12隻3度 1斗5升3度
能登	稗海藻			1	6		
越中	稗海藻 雉腊			1 1	5 5		

如何を問わず、単なる荷物を「荷」と数える習慣があったの
 だろう。《表6》を見てみると、梨子一荷の荷造りは「納二八
 籠一。籠別七十顆。」となっていて、非常に大きな荷であった
 ことが窺える。当然、これは一人で運搬したのではないであ
 る。長櫃などに入れて二人で運搬したのであるか。『土佐
 日記』や中世の絵巻類には、食物などを長櫃に入れ、二人で
 運搬する例が散見する。⁽⁴⁸⁾先の木簡の「二人持」は長櫃を指し
 ているのではないだろうか。

「輿」は他に類例はない。釋海藻、雉腊を「輿」単位で表
 しているが、釋海藻はどちらかといえば「担」で示される例
 が多いことから、物資の別による違いではないようである。
 『延喜式』、『正倉院文書』には、輿籠と表記する運搬具があ
 る。⁽⁴⁹⁾関根氏は、輿には背中に負う、になうの意があることか
 ら、背中に負うようなカゴのことではないかとしている。⁽⁵⁰⁾
 「輿」単位は、運搬方法に由来する、「輿籠」に関連した単位
 かもしれない。

次に「籠」に注目してみよう。ここでは、あらゆる品目を
 籠に納入していることから、「籠」が当時の重要な運搬容器で
 あったことが窺える。籠が運搬に使用された理由として、作
 製が簡単であることに加えて、籠の重量を記載した次の木簡
 から、竹、葛で編んだ当時の籠は木材等 비해、軽量で運搬
 に適していたことが考えられる。

美作国大庭郡大庭郷茜十斤 籠十両

(155・14・4 6031

平概報二十二 三七

頁下段)

出雲国秋鹿郡多太郷中男作物海藻陸斤 籠重十両
天平九年十月

(211・32・4 6031 平概報二十二 三五頁
 下段)

十両を現在の計量値に換算すると約四〇〇グラムとなり、⁽⁵⁰⁾
 籠の重量としては適当と思われる。また、これなら運搬に際
 し負担となる重さではないだろう。

『延喜式』内膳司諸国貢進御贄条では、荷札木簡に散見す
 る「六斤一籠」の荷造りも窺える。例えば若狭国では「釋海
 藻二籠十二斤」となっていて、一籠の重量は六斤となる。ま
 た常陸国、伯耆国では、一担は十籠に相当することから、『延
 喜式』木工寮人担条の一担〓大六十斤を適用すれば、ここで
 も一籠は六斤となる。佐渡国、但馬国では「担」と「籠」に
 必ずしもそのような関係は見出せない。しかし、ここで注目
 されるのが、《表6》参河国に表示された籠の規格である。該
 当部を次に引用する。

釋海藻一担四籠。籠様長一尺二寸。広八寸。深四寸。他
 皆同レ此。

この尺寸を唐大尺によるものと考え、現在の寸法に換算す
 ると以下の通りである。

唐大尺1尺 = 29.39 cm
 長1尺2寸 = 35.268 cm 広8寸 = 23.512
 cm 深4寸 = 11.756 cm

「他皆同レ此」とあるので、参河国以降の籠も同じ規格と考

えられよう。『延喜式』の規定がどこまで遡るかわからないが、八世紀においても、やはり籠の規格化は実施されていたのではないだろうか。参河国が具体的な貢納量を重量で示していない点は問題が残るが、ここに記載された「籠様」こそ、海産物を納める籠で、しかも梱包すると約六斤となる規格だったのではないだろうか。

このように規格化された海産物の「籠」は、いわゆる米俵のような役割を担っていたと思われる。堅魚は十一斤十兩、その他の海産物は六斤というように内容量が定まっていた。検収の際、ある段階では厳密な計量が行なわれたのであろう。しかし、史料に散見する全ての六斤、十一斤十兩の倍数となる海産物の計量値が権衡器によって計量された数値かどうかは疑問である。一定規格の籠に納入し、権衡器による計量を経て梱包した後は、籠を単位に流通し、取引されたと思定されるからだ。

やはり、海産物も状況に応じて取引単位が使い分けられていたのではないだろうか。通常は、「員数」もしくは「籠」が、取引単位として流通していたのであろう。しかし、「員数」は、必ずしも均一化されたものではないため、計量単位とは成り得なかった。一方、「籠」は荷造り形態であることから、籠に規格性を付随させることによって、内容量の一定化を図ることができ、重量との換算値を設けることが可能となった。「籠」は、重量との換算値を有する計量単位と、取引に便利な員数単位の二つの性格を備えていたといえる。海産物は、

このように「籠」の活用によって、重量による計量を可能にしていたといえる。

おわりに

我国では大宝令の成立と共に、度量衡制を導入した。度量衡の問題は国家権力との関係から論じられやすいことから、従来の研究は、実態面を説明しようとしながら、最終的には国家による画一的施行の度合いに帰着するものが少なくなかった。本論文では、このような固定観念に固執せずに、海産物に品目を限定して、史料上における様々な性質の単位を整理し、それらと重量単位との比較を通して権衡普及の実態を考察することに努めた。その結果、海産物については荷造り単位に重量との換算値をもたせることによって、重量を基準とする貢納を可能ならしめたのではないかという見解に到った。

度量衡制は大宝二年の統一後、和銅期に数度に渡って改訂がされる。これらは常に調庸の改訂と合わせて行なわれていることから、律令国家が税收取を意識して度量衡を管理しようとしたことが窺える。現代社会でもそうであるように、統一度量衡の実施は非常に困難と時間のかかるものである。そこで、律令国家は、重量での計量が普及困難と思われる物資については、慣習法的単位と重量単位を融合させることによって、民間でも馴染みやすい形で権衡を普及していった。こ

のような点に、律令国家による度量衡管理の特質があると考えられる。

本論文は、あくまでも権衡普及の実態の一面を明らかにしただけにすぎない。今後は、史料上の各種の権衡器の存在や計量方法について、各地の分銅等の出土例を参考にしながら考え、また海産物については、荷造りの纏まりが、堅魚以外はなぜ「六斤」とされたのか検討していく必要があるだろう。

註

- (1) 令文や史料を整理したものとして木本秀樹「権衡の運用」(『続日本紀研究』二二二号一九八四年)、大石直正「度量衡」(体系日本史叢書『産業史I』山川出版社一九八四年)、小泉袈裟勝『秤』(法政大学出版局一九八二年)があり、実態面については、綿の単位や駄法と権衡制との関わりについて論じた木本氏の研究(「綿の数量」『屯』について、『続日本紀研究』二〇〇号一九七八年・「日本古代の衡制に関する一考察—駄法と稲束の制を中心に—」『律令制社会の成立と展開』亀田隆之先生還暦記念会編 吉川弘文館 一九八九年)があげられる。

(2) 養老関市令官私権衡条。

(3) 養老雜令用度量条。

(4) 『日本靈異記』下巻 第二十一「重斤取_二人物_一又写_二法花経_一以現得_二善惡報_一縁_二・第二十六「強_二非理_一以徴_二債取_二多倍_一而現得_二惡死報_一」。

(5) 木本秀樹「権衡の運用」(『続日本紀研究』二二二号一九八四年)に詳しい。

(6) 大宝二年に制定された度量衡法は突然に導入されたものではなく、それ以前の渡来人や大陸との交流の影響から我国へ普及していたものと考えられる。その時期が正確にいつ頃なのかはわからないが、『新撰姓氏録』左京皇別下・商長首条は、崇峻天皇の御世に呉権の伝来を記載し、『扶桑略記』には、舒明天皇十二年に「初定斗升斤兩」としていることから、六世紀末〜七世紀にかけてを大陸の度量衡の流入期とみなす風潮があったのだと思われる。

(7) 荷札木簡の中には計量値の横に「太」と記入するものがあり、大称での計量を指していると考えられる。

(8) 木本氏前掲論文註(1)。

(9) 『日本書紀』天武五年八月辛亥条。

(10) 吉川真司「常布と調庸制」(『史林』六七―四号 一九八四年七月)。

(11) 綿の屯単位は、唐制の綿の合成単位「屯」に由来すると思われる。我国においても、賦役令1調絹繩条に屯単位を合成単位として規定しているが、諸史料におけるその用法は、合成単位というよりも、重量との換算値を有する駄法的な単位としての性格が強い。

(12) 『大日本古文書』二一五九三。

(13) 『大日本古文書』二五一一五六。

(14) 『大日本古文書』二一五九二。

- (15) 「上院牒」(『大日本古文書』五一六七)、「河内国観心寺縁起資財帳」(『平安遺文』一七四)。
- (16) 『大日本古文書』一四一六一。
- (17) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館 一九六九年) 四二四頁。
- (18) 関根氏は「福が福建省の略であれば、その地方に行なわれたハカリというべき」としている(関根氏前掲書註(17) 四二四頁)。
- (19) 平安期には米の収納の際における検収方法が問題化し、斉衡二年十一月十五日太政官符「応下諸國雜物以二斗斛一檢納者令中綱丁正身量進上事」(『類聚三代格』)では、国司の檢納に、不正な斗概と鍾石による米の計量が指摘されていることから、ハカリで米を計量する慣行があったことが窺える。また、承和十一年十一月二日太政官符「三應諸司納米用秤事」(『類聚三代格』)では、中央における廩院大炊納米之日に權衡器による計量を定めている。
- (20) 稲束と斤制の問題について荒井秀規氏は、稲一束(成斤)の重量が大十斤で、諸史料における稲の「束」を「斤」に書き替えたものは稲束の重量を示しているのではないと指摘された(第十回 延喜式研究会 研究集会報告 一九九五年 七月二日)。筆者は、史料における「斤稻」や類稻の「斤」単位は、経験で纏められた束が重量を基準とした計量によって、穀一斗・米五升の舂成が可能である^{とみなされた}類稻であると理解する。
- (21) 『大日本古文書』四一三五九〜三六〇。
- (22) 薬種屋が通常使用する大和目は「一八〇匁斤」、茶用は「二〇〇匁斤」、紅花用は「二〇〇匁斤」等。(小泉袈裟勝前掲書註(5) 九一〜九三頁、『続 単位のいま・むかし』東洋古代単位からSIへ」 九六頁(日本規格協会 一九九二年)に詳しい)。
- (23) ・伊豆国交易荒堅魚壹拾斤^太 盛十連四節
神護景雲二年十月
- (24) 樋口知志『二条大路木簡』と古代の食料品貢進制度
『木簡研究』十三号 一九九一年)。
- (25) ・伊豆国賀茂郡三嶋郷戸主占部久須理戸占部廣庭調^二
|| 荒堅魚拾一斤
・拾両 員十連三節 天平十八年十月
(323・27・56 6011 『平城宮木簡解説一』
木簡番号三四二)
- (26) 生堅魚 (飛鳥・藤原宮概報六 十七頁上段)
- (27) 安房国安房郡塩海郷賀宝里^{戸矢田部法万呂} 輸鯨調陸斤^{陸拾式條}
|| 參拾參條
|| 十月
(349・26・2 6011 平概報三二 三〇頁下段)
- 安房国安房郡公余郷長尾里^{主大伴部念麻呂} 鯨調陸斤^{陸拾式條}
大伴部黒奈^{天平七年十月}
(306・31・4 6011 平概報三二 三二頁)

(28) 「烈」単位がみえる、もう一つの荷札木簡にも、次のように長さが示されているのは興味深い。

「安房国朝夷郡健田郡」柏原里卜部神調鯪六斤為壺籠

|| 五烈^{長三尺}_{天平五年十月}

(410・23・4 6011 平概報二二 三二頁)

(29) 上総国阿幡郡鯪□耳放二編三列□

(164)・26・5 6039 『平城宮木簡解説』

木簡番号二二九〇)

(30)・上総国鯪十連三列 伊頭駿河堅魚遺十節

・ □□信

(298)・34・2 6019 『長屋王邸宅と木簡』

二二六)

(31) 註 (28) 参照。

(32) 螺の付札木簡に貝単位が一例ある。

螺卅貝 (105・22・3 6033 平概報二二

四一頁上段)

(33) 関根氏前掲書註 (17) 九三頁、九八、九九頁。

(34) 天平七年六月

石見国那賀郡石大殿御物海藻一籠納六連

(335・40・6 6031 平概報二四 二九頁

上段)

(35) 賦役令、『延喜式』では、次のように貢納量を規定して

いる (括弧内は『延喜式』規定)。

紫菜卅八斤 (十六斤)・雑海藻一百六十・海藻一百三十斤

(卅三斤* (隠岐国のみ卅三斤五両。*印、以下同じ)・

滑海藻二百六十斤 (八十六斤十両)・海松一百三十斤 (卅

三斤*)・凝海藻一百廿斤 (大小各卅斤)・海藻根八斗 (十

六斤)・於期菜 (廿六斤十両)・鹿俣菜 (卅三斤五両)・澤

蒜・鳴蒜 (七十二斤)。

(36) 関根氏前掲書註 (8) 九二頁。

(37) 四斤九両

因幡国気多郡中男作物海藻大贄壺籠

天平五年四月

(327・17・3 6011 平概報二四 二九頁上

段)

(38) 明石一紀「調庸の人身別輸納と合成輸納―木簡の書式

と和銅六年格―」(『伊場木簡の研究』東京堂出版 一九

八一年)。

(39) 『大日本古文書』一―六四一。

(40) 『大日本古文書』二―一九九。

(41) 註 (23) 参照。

(42) 『大日本古文書』一―六四一。

(43) 『大日本古文書』二―一三三。

(44) 滑海藻纏鯪九烈四條

(117・15・3 6051 『長屋王邸宅と木簡』

三四三)

(45) 註 (28) 参照。

(46) 明石氏前掲論文註 (38)

(47) 『延喜式』 雜式 米俵条

凡公私運米五斗為_レ俵。仍用_三俵_一為_レ駄。(以下略)

(48) 長櫃に入れて魚貝類等の食物を運搬する例は絵巻物によくみられる(『粉河原寺縁起』(『日本常民生活絵引』卷三 一九頁)・『石山寺縁起』(『日本常民生活絵引』卷三 一九五頁) 参照)。また、『土佐日記』承平五年正月七日には、「かゝるあひだに、ひとのいへの、いけとなあるところより、こひはなく、ふなよりはじめて、かはのもうみのも、ことものども、ながひつになひつゞけておこせたり。」と長櫃で食物が運ばれていることが記載されている。宮内哲氏は、絵巻物に描かれた長櫃を復元して、運搬具としての機能を充分備えたものとみなされた(『箱』法政大学出版局 一九九一年)。八〇九世紀の史料には、長櫃による運搬例はみられず、運搬具としての長櫃の使用をいつ頃まで遡れるか不明である。しかし、次の木簡により、八〇九世紀段階にも既に長櫃が存在していたことを知ることができる。

長櫃一 ● 「合カ」

(72)・20・2 6039 『平城宮木簡解説一』

木簡番号四九六

(49) 例えば、『正倉院文書』では、『大日本古文書』一四一

四三一、『延喜式』では、大膳上大直神一座条など。

(50) 関根氏前掲書註(8) 四一七頁。

(51) 松島順正氏は正倉院南倉所蔵の重量が刻された銀製品

北倉所納の鑑鏡から、一斤の重量を計測し、一斤_〓六七〇グラムの数値を得た(「正倉院宝物より見た奈良時代の度量衡」(松島氏著『正倉院よもやま話』学生社 一九八九年)。これによると十兩は約四一九グラムとなる。一方、各地で出土している分銅は、平均して一斤が約六三〇グラムになる。この数値から十兩の現行量を計算すると約三九四グラムとなる。